

# 令和7年度 京都市立開晴小中学校〔東山開晴館〕

## 「学校いじめの防止等基本方針」

### 1 総 則

#### (1) 目 的

学校では、「いじめ」の防止や早期発見に努めることは教職員の責務であり、万が一、いじめが発生した場合には迅速に対応し、一刻も早く被害児童生徒の精神的・肉体的苦痛を取り除くことが肝要である。そこで、全ての教職員が共通した認識の上に立って取組を進めていくために、平成25年にいじめ防止対策推進法が策定され、本市・本校でもいじめ防止等に関する基本方針を定めて取組を進めてきた。

法制定後も、①けんかやふざけ合いと認識している事案の中にいじめがふくまれている ②学校いじめの防止等基本方針（以下「学校基本方針」）に基づく適切な対応や見直しが行われていない ③学校基本方針の取組充実や周知が不十分であるなどの課題が指摘されている。

こうした現況に即して、平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、その内容や本市の現状を踏まえて「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、本校でも学校基本方針の見直しを行った。今後は、この学校基本方針に従い、「いじめ」を許さない学校づくりを目指していく。また、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

#### (2) 基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また、学校だけでなく、例えば公園や塾等、多くの子どもたちが集う場でも起こりうる。また、情報化が進む社会の中で、スマートフォン等を使ったSNS上のいじめも多数報告されており、その実態把握が更に難しくなっている。

また、いじめの解決に向けては、いじめにかかわる子どもたちの個人的特性や家庭環境、さらにそれらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。これら様々な要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決をめざしていくことが肝要である。

一方で一日の多くを過ごし、子どもたちの意思とは関係なく学級や学年等の集団が形成される学校という場において、いじめが発生する割合は他と比べても格段に高いと考えられる。そのため、学校において未然防止の取組はもとより、いじめ問題の解決に向けた迅速な対応が求められるところである。

さらに、学校の対処だけでは解決への見通しが持てない場合や、いじめが犯罪行為に及んでいる場合には、「子どもの命を守りきる」ために、京都市教育委員会はもとより、児童相談所や警察等関係機関に協力を求め、被害児童生徒の人権や命を守ることを最優先した対応をしていく。

また、学校基本方針に則って取組が適切に行われているかを検証するため、学校評価の評価項目に位置づけ、その達成状況を評価するとともに、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成

学校長・副校長・教頭・生徒指導部長・生徒指導主任（前期）・補導主任・養護教諭  
こども支援コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー  
・各学年の補導係・教育相談係・当該児童生徒が在籍する学年主任および担任

### (2) 役割

- ① いじめの原因や背景となる要因の検証と、解消に向けての個別の指導や支援の方策の検討と  
関係教職員への提示
- ② 学校運営協議会招集の必要性の確認、必要と認めたときは運営協議会を招集  
〔学校運営協議会理事会構成員〕  
学校運営協議会理事長・校長・副校長・教頭・PTA会長  
東山警察署生活安全課長・東山警察署地域課長・東山区役所地域力推進課長・  
少年補導委員会より・保護司会より・学校支援ボランティアより
- ③ 各関係機関との連携の必要性の確認と、その方法についての検討

### (3) 開催時期

- ① 定例会を週に1度開催
- ② 招集の有無については、生徒指導委員会にて決定する
- ③ いじめ問題発生に応じて招集

### (4) 児童生徒・保護者への周知方法

- ① 年度初めの全校集会（憲法講話を含む）で委員会の目的や内容、構成員を児童生徒に周知。
- ② 学校だより及び学校HPで保護者や地域にも周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

すべての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させ、豊かな心の育成を図るため、教育活動全体を通じて、以下のような取組を推進する。

- ① 普段の授業において
  - ア. いじめの発生原因になる環境をつくらないための授業計画の作成や、学習規律を徹底させ、授業において学ぶ楽しさや分かる楽しさが実感できる学習集団づくりを進める。
  - イ. 対人関係や問題解決にもかかわる論理的思考力を育てるための「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点をおいた学習の指導法や学習形態等の工夫を行う。
  - ウ. 授業時におけるいじめや差別的な発言等、人権にかかわる行為行動を鋭く見抜き、聞き流すことなく、適切な指導や助言を行う。
- ② 道徳の時間や人権学習において
  - ア. 学校全体で道徳教材や人権学習教材を共有すると共に、指導法の研究改善を行い、道徳や人権に関する授業の充実を図る。
  - イ. 特に「他の人とのかかわりに関すること」や「主として集団や社会とのかかわりに関する

こと」の内容においては、各学級等の実態に応じて、いじめと関連する教材やモラルジレンマ教材の活用を用いるなど、「思考⇒判断⇒行動」のプロセスが踏めるよう、自己の生き方を考えさせながら道徳的実践力を高める。

工. 人権に関する諸課題の中に「いじめ問題」を位置づけ、系統的な人権学習の中で効果的に学習を進める。特に次の点については必ず指導内容に入れる。

- a. いじめの構造についての講義等を行い、いじめ問題の解決に向けて具体的な展望を持たせる。
- b. いじめで起こり得る具体的な行為行動について、犯罪行為との相関の認識を持たせる。
- c. 相談できる窓口を複数提示するなど、具体的対処法を明示する。

③ 自治活動において

ア. いじめを許さない集団にしていくために、自らの課題を明確にするアンケートを実施したり、課題解決に向けての取組を各学級や学年で考え実践したりするなど、「思考⇒判断⇒行動」のプロセスを重視した取組を展開させる。

イ. いじめの抑止力として機能させるよう、縦割りの活動を様々な場面に取り入れる。その際、異年齢間の新たな人間関係をつくることを目的とするため、交流のイベントだけでなく、計画や振り返りの活動を重視する。また、縦割りのグループが日常の活動の中にも生かされるような取組を模索する。

全校で：1年生を迎える会、9年生を送る会、体育大会、交流給食、たてわり活動

ステージ毎に：ステージ集会、スポーツフェスティバル、学習発表会、たてわり遠足等

ウ. 上記縦割り活動と同様に委員会活動や部活動で、異年齢間の新たな人間関係をつくることで、いじめの早期発見や相談相手の獲得につなげる。

エ. いじめ防止等のキャンペーンやメンタルヘルスの活動をはじめ、児童生徒会の様々な活動において道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度を養う。

オ. 社会貢献や助け合いの活動に取り組ませ、自己有用感や自尊感情を高めることでいじめ問題への抑止力とする。

④ 学校行事で

ア. 野外宿泊体験行事や修学旅行、合唱コンクールなどの活動を通して、協働の大切さを体感させ、質の高い集団づくりに向かわせる。

イ. ステージ終了の集会を設けることで、適切な節目を意識させ、9年間を見通す中で、自己や自学年の役割を正しく認識させる。

ウ. 非行防止教室や薬物乱用防止教室・ケータイ教室などを9学年で適切に配置し、児童生徒の発達段階に応じて必要な知識を身に付けさせ、自らの行動の指針とさせる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 日常の児童生徒に関する情報共有

ア. 担任のみならず、学年教員や管理職、他学年の教職員など、たくさんの目で児童生徒の状況を把握し、気になる児童生徒については適切な声掛けと、いち早い報連相を心がける。

イ. 生徒指導委員会（1回／週、1～9年対象）の開催により、欠席状況等を確認する中で、気になる児童生徒についての情報共有を進め、適切な対応を検討する。

## ② 児童生徒に対する定期的な調査

### ア. 「くらまね」アンケート……年2回（7月と12月に実施）

調査結果から児童生徒の個々の状況を把握するとともに、「いじめが発生しやすい学級」の状態になっていないかを確認し、学年や学級を見直す糸口とする。

### イ. いじめに関する記名式アンケート……年2回（6月と10月に実施）

調査結果から児童生徒の個々の状況を把握し、個々の聞き取りを進めるとともに、事案の解決に向けての方策を検討する。

### ウ. 教育相談の実施……年2回（①5月下旬～6月下旬②10月下旬～11月下旬に実施）

5年生から9年生を対象とする。相談内容は多岐にわたるが、教育相談前に実施するいじめに関する記名式アンケートの結果も活用して、特に人間関係等に悩みがあるかどうかを見とる場とする。

## ③ 調査等の結果の検証及び組織的な対応

### ア. 上記の調査結果については、全教職員で共有し、児童生徒個々の状況を複数で把握する。

### イ. 調査結果からいじめと疑われるケースについては、担任や学年で聞き取りを進めるとともに、生徒指導委員会でその状況についての見取りを行う。

## (3) いじめが起きたときの校内での情報共有及び対応

### ① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、早期に問題の解決が図れるよう対応を検討する。いじめの有無の確認について、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への指導、周りの児童生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携はもとより、被害、加害のそれぞれの立場の保護者とも連携、協力し、当該児童生徒の命を守り抜く指導や支援を行い、事案の解決及び再発防止に向けた取組を進める。

### ② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

#### ア. 被害を受けた児童生徒からの詳細な聞き取りを実施する。

#### イ. 加害の立場の児童生徒からの聞き取りを実施する。（並行して）

#### ウ. その情報をもとにいじめ対策委員会を即時開催し指導支援の方針を確認する。

#### エ. 被害児童生徒の保護者へ聞き取った内容と今後の指導支援の方針を伝えるとともに解決に向けた協力を要請する。

#### オ. 加害児童生徒の保護者へ聞き取った内容と今後の指導支援の方針を伝えるとともに解決に向けた協力を要請する。

#### カ. 被害児童生徒ならびに保護者の意向ができるだけ勘案しながら、解決と再発を防止するための手立てをいじめ対策委員会にて確認、履行する。

#### キ. 上記経緯の中で教育委員会への報告はもとより、必要に応じて関係機関との連携を密に行う。

【次頁フローチャート参照】

## <いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

### 前提となる基本事項

#### 『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

#### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携
- 方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- 普段の授業で
- 学習環境の整備
- 授業改善
- 道徳や人権学習で
- 道徳教育や人権教育の充実
- 自治活動で
- 児童生徒同士の絆づくり
- 学校行事で
- 児童生徒が主体的に行う活動や体験学活動の充実

### 予防

### いじめ（疑いがあるものを含め）の情報把握

- 児童生徒、教職員、保護者や地域等の情報から
- アンケート調査等の情報から

### 見逃しのない観察

### いじめ対策委員会での情報共有と事実関係の把握

#### 【いじめ対策委員会での共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 手遅れのない対応

### 学校長の指揮下、学校としての対応方針の決定

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）へ家庭連絡を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が集まり謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 心の通った指導

### 「いじめの解消」までの継続的な指導と支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
  - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は「いじめ対策委員会」で行う。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
- ア. 生活のきまりを指導し、校内での携帯端末使用の禁止を学校・保護者が連携して進める。
  - イ. 教職員が具体的な事例に対応できるよう、急速に進化しているSNSについて研修を深める。
  - ウ. 通信機器関連の外部講師に依頼するなど、ネット社会の現状と課題についての学習機会を設ける。
  - エ. 子どものケータイ等の利用において家庭内で約束やルールを決めるなどの防止策をとるよう、機会あるごとに啓発する。
  - オ. 児童生徒の実態に即して指導を行う。
  - カ. 事案が発生した場合には、解決に向けて積極的な保護者の理解、協力を求める。
- ④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
- ア. いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を満たしていることが必要であるという認識を強く持つ。
  - イ. いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、加害・被害児童生徒について、日常的に注意深く観察を行う。
  - ウ. いじめに関する指導又は配慮が必要な児童生徒については、義務教育学校の観点からの情報共有等の措置や協同した取組を促進し、継続的な人間関係の見取りを行う。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

##### ① 内容

- ア. 部会・委員会などを含め、日常的に生徒の動向の情報交換を行うとともに、教職員相互の観察視点の補完と多角化に努める
- イ. 以下のような研修を進める中で教員としての資質を高める。
  - ・学級づくりに向けた学級経営研修
  - ・授業力向上に向けた校内研修や授業研究
  - ・生徒指導力向上に向けた生徒指導研修
  - ・L D等発達に課題のある児童生徒への指導法等研修
  - ・人権教育推進のための人権研修と授業研究
  - ・道徳教育推進のための道徳研修と授業研究
  - ・より良い集団づくりに向けた特別活動研修
  - ・いじめ問題に特化した研修
  - ・キャリア発達を促すためのキャリア教育研修
  - ・その他今日的教育課題にかかわる研修
- ウ. 特に、いじめ防止対策に関する研修については年間の研修計画に位置付ける。

##### ② 実施時期

- 生徒指導研修会（4月）、夏季研修会（8月）、の中で、いじめ防止対策に関する内容を含める。

### 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ① 子どもが、いじめや人間関係の不調に陥った際に現すサイン等の具体例やいじめに対する対処法について、より具体性を持たせて学校だより等に掲載する。
- ② いじめに関する研修や、スマートフォン、その他 SNS 等に関する研修等の保護者研修会を、PTAと協力しながら実施する。

- ③ スクールカウンセラーやいじめ110番など、具体的な相談窓口をお知らせする。
- ④ 学校だよりや学級通信、ホームページ等を活用して、児童生徒の様子等を保護者や地域に発信し、課題の共通理解を図るとともに、協力していただきたい事柄についても情報発信する。
- ⑤ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められるように、学校運営協議会やPTA、少年補導委員会など地域の関係団体に積極的に情報を提供し、協働する体制の充実を図る。

## 5 重大事態への対処

### ① 基本的な考え方

ア. 重大事態の定義を以下のとおりとする。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〔いじめ防止対策推進法第28条（抄）〕

イ. 万一、重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護を最優先に考え、次項のとおり対処するとともに、その再発防止等のため必要な措置を行う。

### ② 重大事態が発生したときの対応

ア. 重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始し、前記したいじめに対する具体的対応に加え、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。

イ. 併せて学校運営協議会理事会を即刻開催し、対策を協議する。

ウ. 場合によっては教育委員会もしくは京都市が設置する「いじめ問題調査委員会」の調査に情報提供等で協力し、指示を仰ぐ。

## 6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携														
4	<p>◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」</p> <p>◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」</p> <p>◆生徒指導研修会① 「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認」</p> <p>◆研修会② 「いじめにつながりうる気になる生徒の共有」「学校評価項目の確認」</p>	<p>・入学式 ・学級開き ・学級目標決め</p> <p>※以下は実施の時期未定</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>【2年】</td><td>非行防止教室</td></tr> <tr><td>【4年】</td><td>非行防止教室</td></tr> <tr><td>【5年】</td><td>ケータイ教室</td></tr> <tr><td>【6年】</td><td>薬物乱用防止教室</td></tr> <tr><td>【7年】</td><td>非行防止教室</td></tr> <tr><td>【8年】</td><td>ケータイ教室</td></tr> <tr><td>【9年】</td><td>薬物乱用防止教室</td></tr> </table>	【2年】	非行防止教室	【4年】	非行防止教室	【5年】	ケータイ教室	【6年】	薬物乱用防止教室	【7年】	非行防止教室	【8年】	ケータイ教室	【9年】	薬物乱用防止教室	<p>・前年度のいじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシート等をふまえた前学年教員から児童生徒情報の確認と共有 ・S C、S S Wと学年教員とで生徒理解、情報共有</p>	<p>・授業参観 ・学級懇談会 ・家庭訪問週間個人懇談</p>
【2年】	非行防止教室																	
【4年】	非行防止教室																	
【5年】	ケータイ教室																	
【6年】	薬物乱用防止教室																	
【7年】	非行防止教室																	
【8年】	ケータイ教室																	
【9年】	薬物乱用防止教室																	

5	<p>◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 ◆全校集会でいじめ対策委員会の概要を周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法月間の講話</li> <li>・9学年によるたてわり活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施①(5~6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会理事会</li> <li>・学校だよりでの「いじめ対策委員」の紹介</li> <li>・学校運営協議会総会</li> </ul>
6	<p>◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生を迎える会</li> <li>・児童生徒総会</li> <li>・【1st】ステージ集会</li> <li>【3rd】交流会</li> <li>・【6年】宿泊学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有①</li> <li>・学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜参観</li> <li>・PTA総会</li> </ul>
7	<p>◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2nd】スポーツフェスティバル</li> <li>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え</li> <li>・学年集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会</li> <li>・学校評価アンケート</li> <li>・地域パトロール</li> </ul>
8	<p>◇いじめ対策委員会⑤ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「いじめ防止プログラムの見直し①PDCAサイクル」 ◆研修会③ 「4月~7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</li> </ul>	
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭、体育大会に向けての取組</li> </ul>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について①PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・体育大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会理事会</li> </ul>

	◆いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」	・部活動体験	・教育相談の実施② (9年進路相談)	・入学説明会
11	◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の4つの視点を生かす）」	【1st】ステージ集会 【5年】宿泊学習 【3rd】交流会 【適宜】交流給食		
12	◆いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	・三者懇談会 ・学校評価アンケート
1	◆いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「アンケート調査等の結果の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・人権参観 ・小中連携の情報の集約について 【8年】チャレンジ体験		・地域パトロール
2	◆いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCAサイクル」 「次年度の学校いじめの防止等基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ・メンタルヘルス	【1st】学習発表会		・学級懇談会 ・学校運営協議会理事会 ・学校運営協議会総会
3	◆いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCAサイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCAサイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度の学校いじめの防止基本方針について」	・夢・志を語る集会 ・9年生を送る会 ・誇りの式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・修了式 【9年】卒業前行事	・いじめに関する記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	
通年；生徒指導委員会（1回／週、1～9年対象）、特別の教科道德、HP及び学校だよりでの発信				